鹿児島市多文化共生推進指針（改定素案）

2027（令和 9）年 3 月改定

鹿　児　島　市

目　次

第１章　指針の改定にあたって
　１　指針改定の趣旨・・・

第１章　指針の改定にあたって

１　指針改定の趣旨

2023（令和 5）年 3 月に本指針を策定して以降、わが国では、在留外国人の増加が続いています。2025（令和 7）年末現在の在留外国人数は約 412 万人を超え、同年 10 月末時点の外国人労働者数も約 257 万人と、いずれも過去最高となっており、外国人は地域社会や経済活動を支える存在となっています。

また、この間、多文化共生政策に関する国の動きは大きく進展し、外国人と日本人が共に安心して生活していくための、より包括的で実効性の高い政策へと深化してきています。

このような状況のもと、外国人住民の現状や社会情勢の変化に伴う課題を踏まえ、本指針を改定するものです。

【参考】本指針策定以降における国の主な動き

2023（令和 5）年 6 月	特定技能 2 号の業種拡大（2 分野→11 分野）
2024（令和 6）年 4 月	日本語教師を国家資格「登録日本語教員」として制度化
2025（令和 7）年 7 月	内閣官房に外国人政策の司令塔となる事務局組織として「外国人との秩序ある共生社会推進室」を設置
2026（令和 8）年 1 月	「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」を決定
2027（令和 9）年 4 月	育成就労制度施行（予定）

２　指針の位置づけ

（１）指針の位置づけ

本指針は、総務省の「地域における多文化共生推進プラン（2020（令和 2）年 9 月改訂）」を踏まえ、市の最上位計画である「第六次鹿児島市総合計画」に掲げた「多文化共生の地域づくり」を進めるための施策や取組の方向性を示す指針として 2023（令和 5）年 3 月に策定したものです。今回の改定は、2026（令和 8）年 1 月に公表された政府の「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」や本市アンケート（2026（令和 8）年 4～5 月）などを踏まえて行っています。

本指針で掲げた施策については、各分野の計画等と整合性を図りながら推進します。

（２）ＳＤＧｓとの関連

本指針に基づき多文化共生の地域づくりを推進することは、ＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）の「３　すべての人に健康と福祉を」や「１０　人や国の不平等をなくそう」などの達成につながります。

■ＳＤＧｓの１７のゴール



＜本指針と特に関連があるゴール＞

1 貧困をなくそう あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
3 すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
4 質の高い教育をみんなに すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
8 働きがいも経済成長も 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する
10 人や国の不平等をなくそう 各国内及び各国間の不平等を是正する
11 住み続けられるまちづくりを 包摂的で安全かつ強靭（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する
16 平和と公正をすべての人に 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
17 パートナーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

3　計画期間

本指針の計画期間は、第六次総合計画の後期基本計画との整合性を図るため、2027（令和 9）年度～2031（令和 13）年度の 5 年間とします。

なお、2027（令和 9）年以降、国の「地域における多文化共生推進プラン」の改定が見込まれることから、計画期間中においても適宜改定を行います。

第２章　多文化共生を取り巻く現状と課題

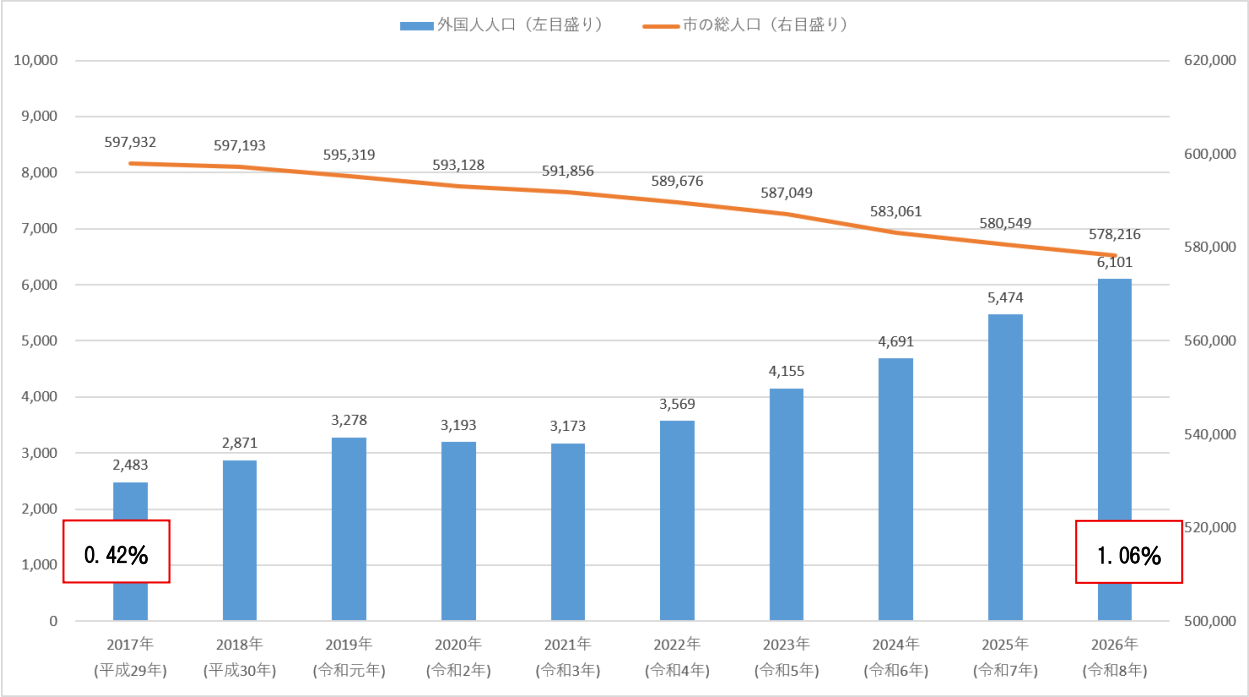
１　本市の現状

（１）外国人住民人口

本市の総人口は減少傾向にある一方、外国人住民の人口は、コロナ禍の影響を受けた 2020（令和 2）年、2021（令和 3）年を除き増加しており、2017（平成 29）年の 2,483 人から 2026（令和 8）年には 6,101 人へと増加しており、約 2.5 倍となっています。

また、本市の総人口に対する外国人住民の割合は、2017（平成 29）年の 0.42%から 2026（令和 8）年 10 月現在で 1.06%へ上昇しています。【図表１】

■図表１　鹿児島市の総人口及び外国人住民数の推移　※各年 10 月 1 日現在



〔出典〕鹿児島市住民基本台帳より作成
市の総人口について、令和 2 年及び令和 7 年は国勢調査による実績値

（２）年齢構成

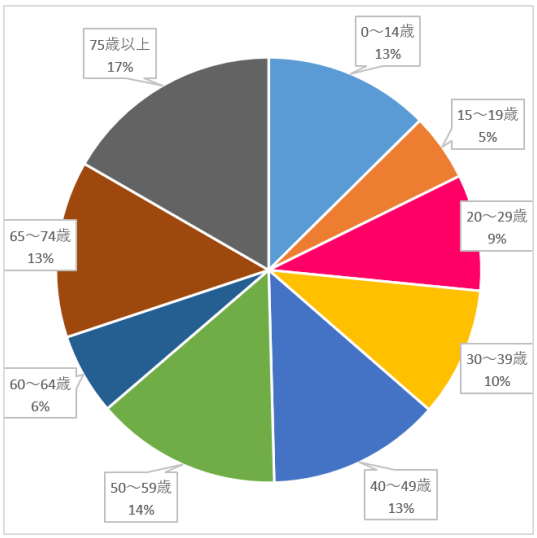
2026（令和 8）年 10 月 1 日時点の本市の総人口及び外国人住民数の年代別の内訳を比較すると、総人口については、65 歳以上の割合が 30%、生産年齢人口（15 歳～64 歳）の割合は 57%となっています。【図表２】

一方、外国人住民については、20 代、30 代が 76%を占めており、生産年齢人口の割合は 94%となっています。【図表３】

また、外国人住民に占める 20 代の割合が上昇傾向にあることから、この年代で留学生や労働力としての受入れが進むとともに、短期的な入れ替わりが生じている可能性があると考えられます。【図表４】

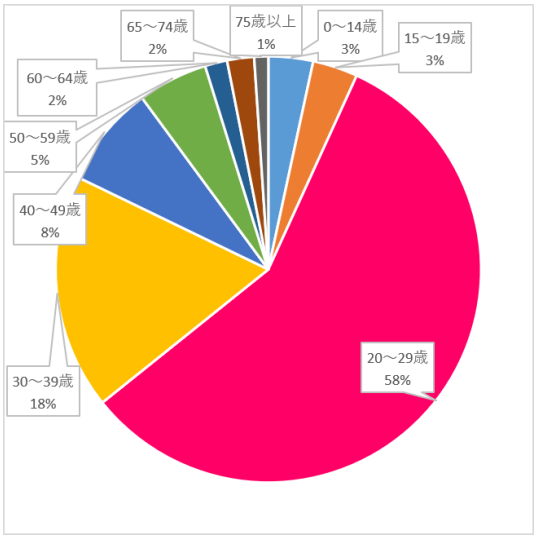
■図表２　鹿児島市総人口の年齢別割合

※2026（令和 8）年 10 月 1 日現在



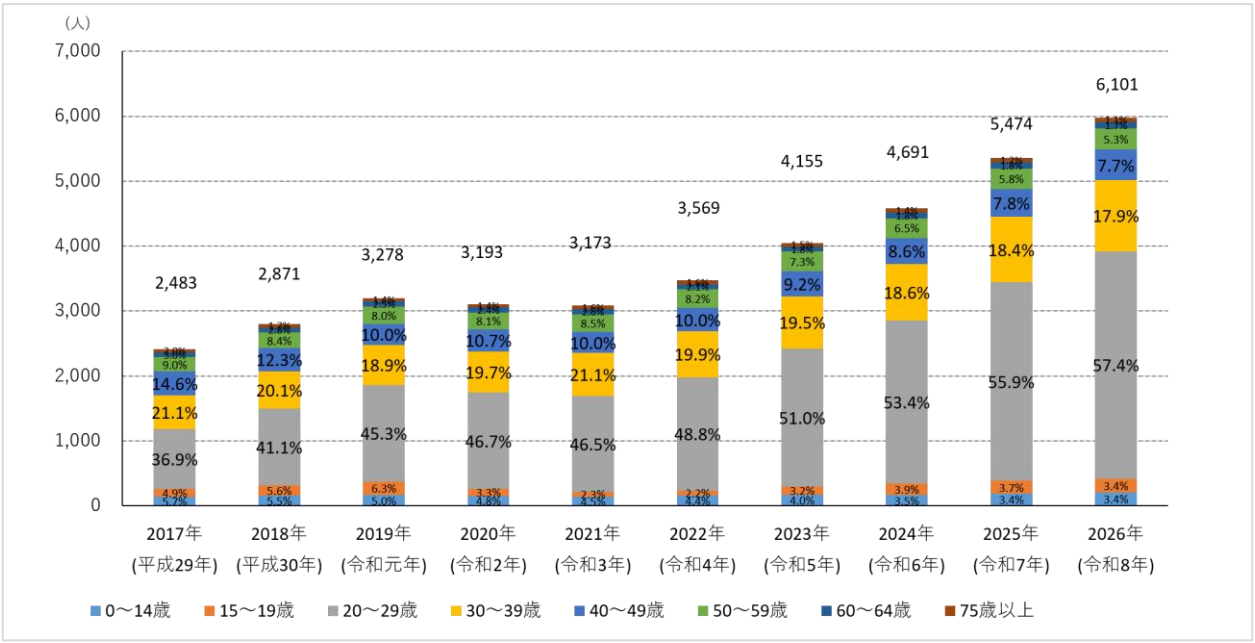
■図表３　鹿児島市外国人住民の年齢別割合

※2026（令和 8）年 10 月 1 日現在



〔出典〕鹿児島市住民基本台帳より作成

■図表４　鹿児島市の外国人住民数の推移（年齢別）　※各年 10 月 1 日現在



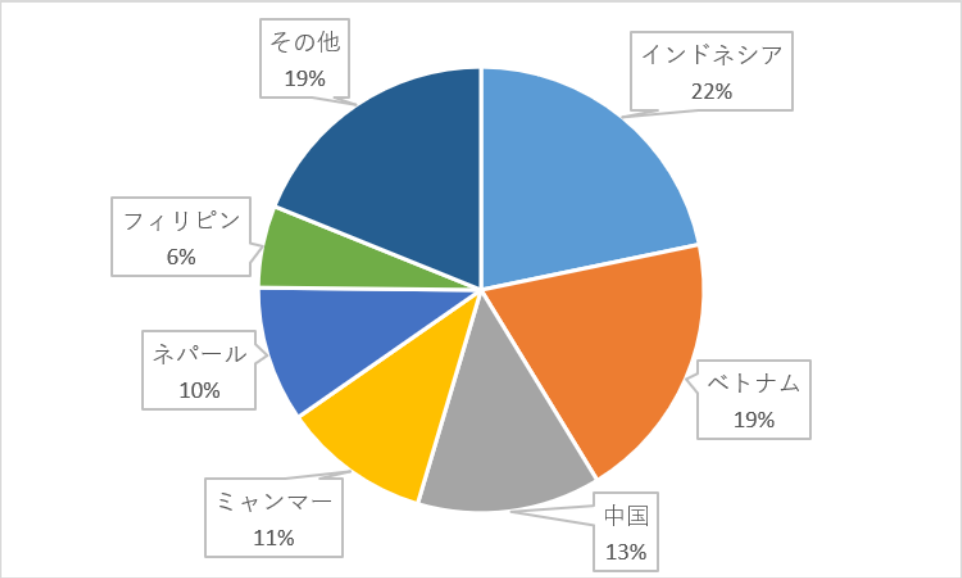
〔出典〕鹿児島市住民基本台帳より作成

（３）国籍

本市の総人口に対する外国人住民の国籍・地域は、2026(令和 8)年 10 月 1 日現在で、74 と多岐にわたっています。【図表５】【図表６】

国籍・地域別の推移をみると、2017（平成 29）年時点は中国が最も多く、2020（令和 2）年からベトナムが中国を上回り、2025（令和 7）年まで最も多くなっていました。しかしながら、2026（令和 8）年にはインドネシアが初めてベトナムを上回り、最も多くなっています。【図表７】

■図表５　鹿児島市の国籍・地域別外国人住民割合　※2026（令和 8）年 10 月 1 日現在



〔出典〕鹿児島市住民基本台帳より作成

■図表６　鹿児島市の国籍・地域別外国人住民数　※2026（令和 8）年 10 月 1 日現在

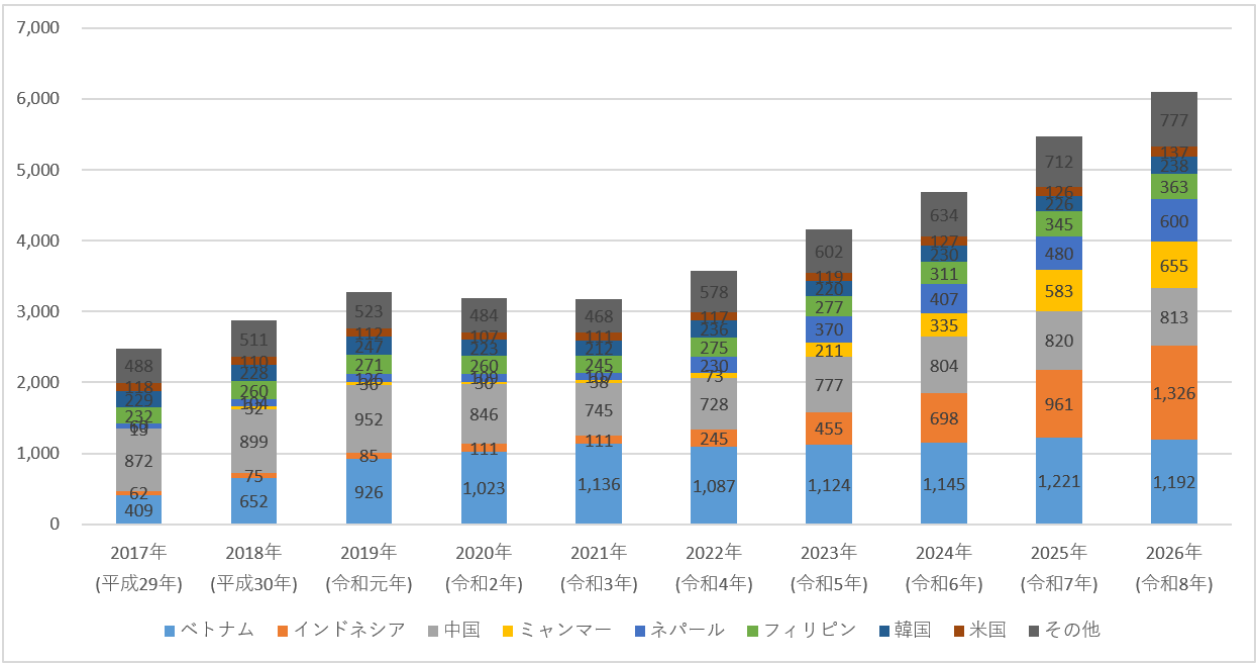
	国籍・地域	人数
1	インドネシア	1, 326
2	ベトナム	1, 192
3	中国	813
4	ミャンマー	655
5	ネパール	600
6	フィリピン	363
7	韓国	238
8	アメリカ	137
9	スリランカ	117
10	台湾	69
	その他	591
合計		6, 101

〔出典〕鹿児島市住民基本台帳より作成

＜その他に含まれる国・地域（上位順）＞

イギリス、タイ、インド、カンボジア、バングラデシュ、パキスタン、カナダ、オーストラリア、マレーシア、ウクライナ、ブラジル、フランス、ドイツ、エジプト、モンゴル、ペルー、スペイン、ルーマニア、ロシア、ナイジェリア、タンザニア、朝鮮、ニュージーランド、チェコ、ガイアナ、メキシコ、南アフリカ共和国、アイルランド、イタリア、ケニア、オランダ、スウェーデン、ソロモン、トルコ、ウガンダ、アルゼンチン、フィジー、モロッコ、パラグアイ、シリア、シンガポール、オーストリア、ブルガリア、ジャマイカ、マラウイ、ノルウェー、ポーランド、シエラレオネ、ベリーズ、チリ、コンゴ民主共和国、コスタリカ、エクアドル、エルサルバドル、エチオピア、イラン、マダガスカル、ナミビア、スーダン、スイス、セントルシア、サモア、ジンバブエ、スロバキア

■図表７　鹿児島市における外国人住民数の推移（国籍・地域別）※各年 10 月 1 日現在



〔出典〕鹿児島市住民基本台帳より作成

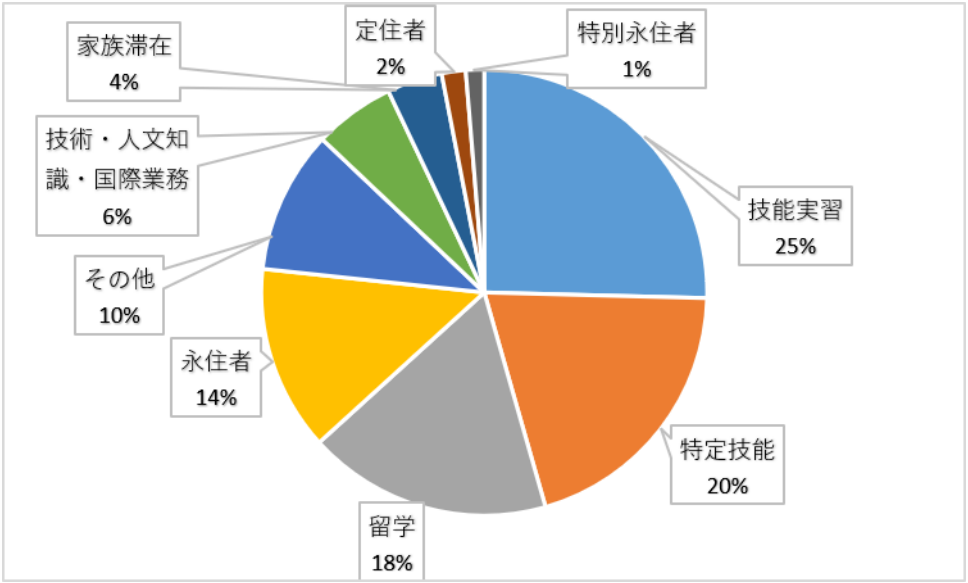
（４）在留資格

在留資格は、2026（令和 8）年の技能実習が 1,550 人で全体の 25%と最も高く、次いで、特定技能、留学生の順となっています。【図表８】【図表９】

推移をみると、技能実習は 2017（平成 29）年の 383 人から 2026（令和 8）年には 1,550 人へ約 4.0 倍に増加しているほか、2019（令和元）年 4 月に導入された特定技能は、2026（令和 8）年に 1,000 人を超えています。【図表９】

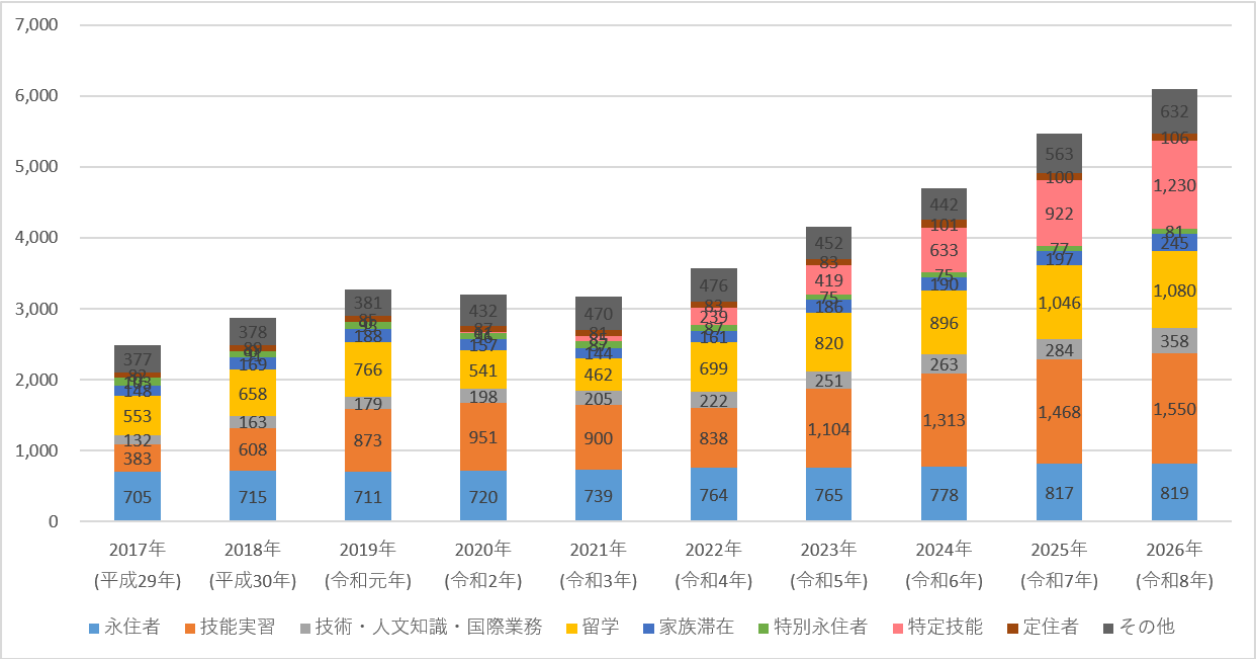
留学生も堅調に推移しており、本市への就労や留学を選択する外国人が増加しています。【図表９】

■図表８　鹿児島市における在留資格別外国人住民割合（2026（令和 8）年 10 月 1 日現在）



〔出典〕鹿児島市住民基本台帳より作成

■図表９　鹿児島市における外国人住民数の推移（在留資格別）※各年 10 月 1 日現在



〔出典〕鹿児島市住民基本台帳より作成

２　本市の課題

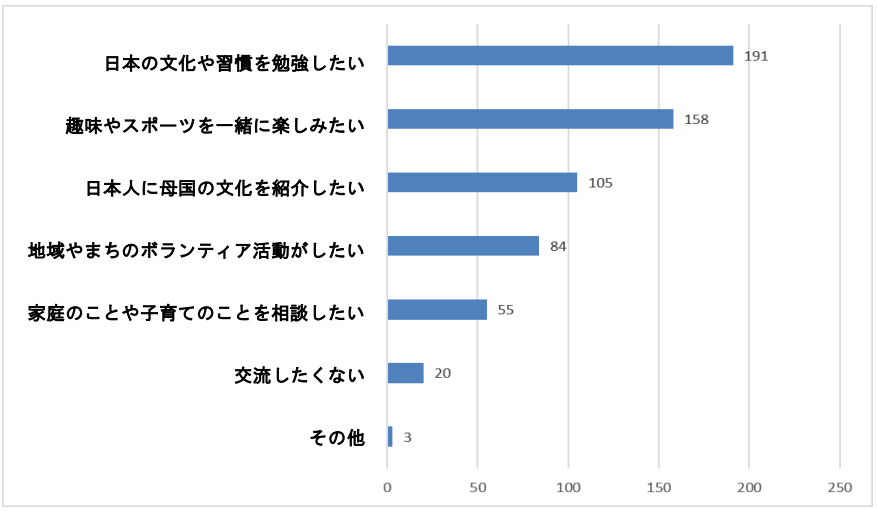
（１）短期的課題

様々な背景を持った外国人住民が地域において生活するうえでの課題を把握するため、本市に暮らす日本人住民及び外国人住民を対象に、無作為抽出によるアンケート調査※を実施しました。※2026（令和 8）年 4～5 月実施。日本人 292 人、外国人 342 人回答

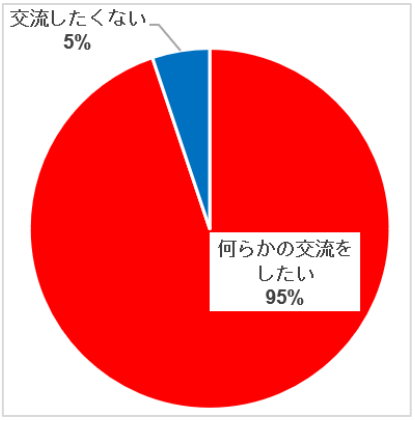
アンケート調査の結果から、外国人住民と日本人住民の双方において、「言語や文化の違いによるコミュニケーションの難しさ」と「相互理解や交流機会の不足」が共通する課題として浮かび上がりました。

また、外国人住民の約９割が、日本の文化や習慣を勉強したいなど、地域の日本人と交流したいと思っています。【図表 10】一方で、子どもの教育・学校のことについてや、病気になった際「困ったことはない」という回答が多かったものの、言語の違いにより必要な情報を十分に得ることが難しく、円滑な意思疎通に支障が生じている状況も見られます。【図表 11、12】

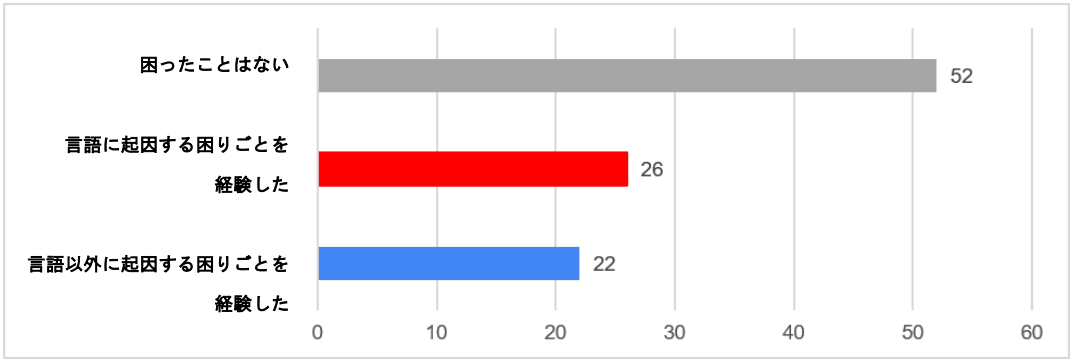
■図表 10　鹿児島市在住外国人へのアンケート調査結果「あなたは、今後、地域の日本人とどのような交流をしたいと思いますか。」（複数回答）



※一部加工して再集計



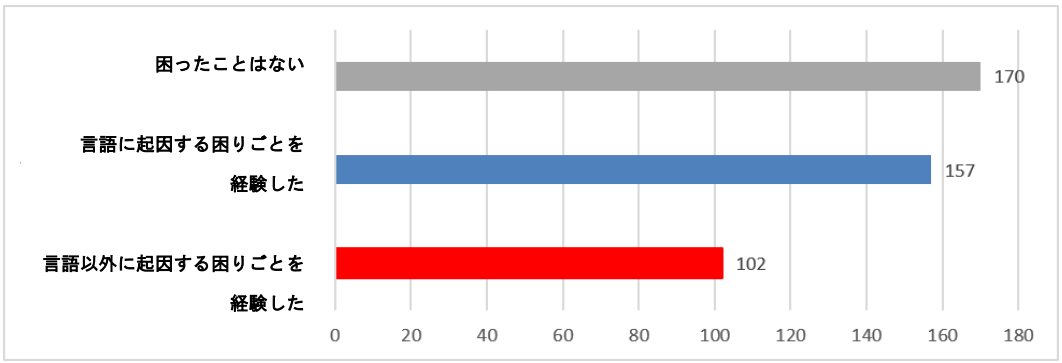
■図表 11　鹿児島市在住外国人へのアンケート調査結果「（子どもをもつ回答者を対象に）子どもの教育や学校のことで、どのようなことに困りましたか。」（複数回答）を一部加工して再集計



※言語に起因する困りごと：「学校からのお知らせが読めない」「学校の先生との会話・相談が難しい」「他の保護者との会話・相談が難しい」「子どもの授業を理解するのが難しい」「子どもが親の出身国の文化や言語をよく理解していないから、親が子どもとの会話や生活で困る」

※言語以外に起因する困りごと：「日本の学校生活・制度・行事について理解できない」「文化や宗教［食事や生活習慣］の違いで困る」「受験や進学の方法がわからない」「悩みを相談できるところがわからない」

■図表 12　鹿児島市在住外国人へのアンケート調査結果「病気になったときに、どのようなことに困りましたか。」（複数回答）を一部加工して再集計

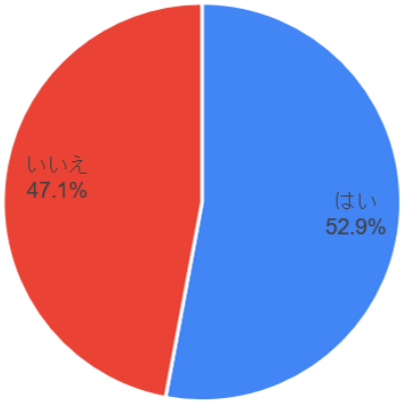


※言語に起因する困りごと：「医師や看護師と言葉が通じないから、会話・相談ができない」「病院の案内表示や書類が日本語だから読めない」

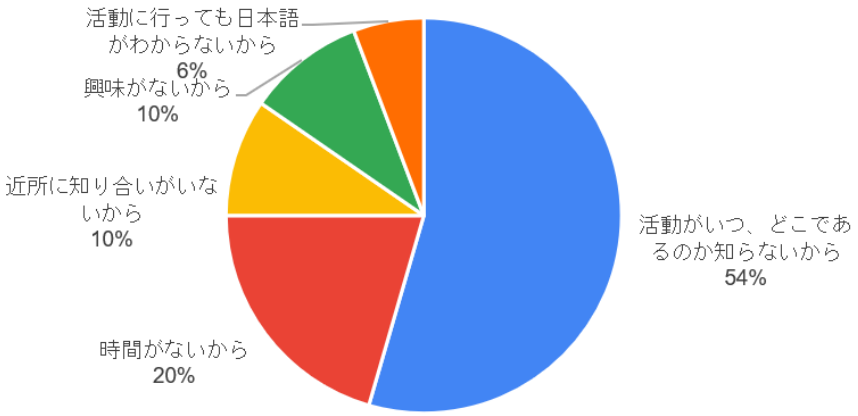
※言語以外に起因する困りごと：「病院の種類や場所など、希望に合う病院を探す方法が分からない」「日本の医療制度や病院で診察してもらう方法がわからない」「病院のお金が高い」

さらに、地域活動に関する情報が十分に届いていないことや、参加の機会を逸していることなどから、地域活動への参加経験がない外国人住民が約半数となっている状況も見られます。【図表 13、14】

■図表 13　鹿児島市在住外国人へのアンケート調査結果「あなたは自分の住んでいる地域のイベントに参加したことがありますか。」（n=323）



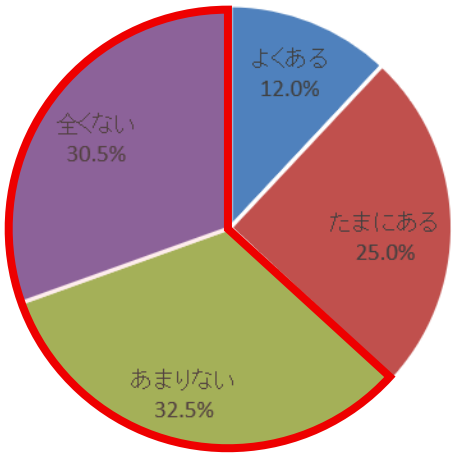
■図表 14　鹿児島市在住外国人へのアンケート調査結果「図表 14 の質問で「いいえ」を選んだ人に聞きます。参加しない理由を教えてください。」（n=156）



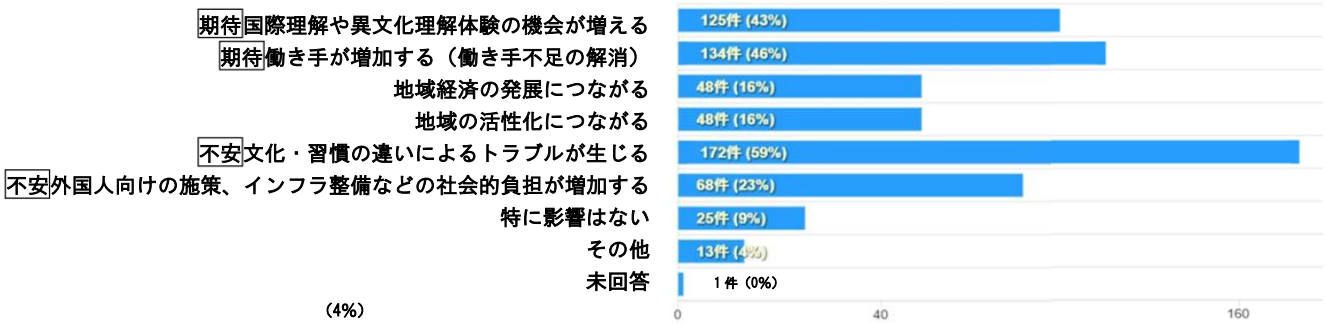
一方、一部の日本人住民には、外国人住民との言語や文化、生活習慣の違いのほか、日常的な接点が少ないことから、外国人住民との関わりに対する期待や不安があることがうかがえます。【図表 15、16、17】

また、外国人と共に生活するためには、日本人が地域のルールや生活習慣を外国人住民にわかりやすく伝えること（77%）や、外国の生活習慣や言語についての理解を深めること（44%）などが必要との回答から、外国人住民に対する理解を深めたいという意識が一定程度見られます。【図表 18】

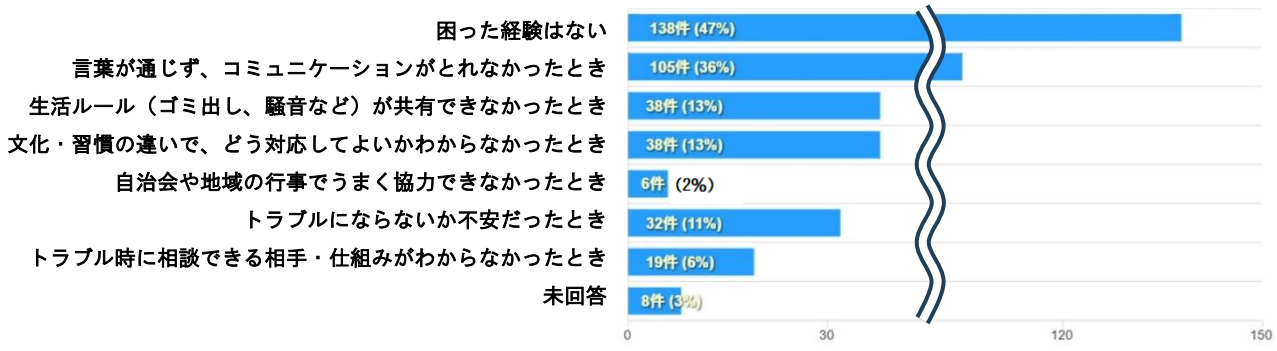
■図表 15　鹿児島市在住日本人へのアンケート調査結果「あなたは現在、生活の中で外国人住民と接する頻度はどれくらいありますか。」（１つ選択）



■図表 16　鹿児島市在住日本人へのアンケート調査結果「あなたのお住いの地域に住む外国人住民が増えることについて、どのような影響があると思いますか。」（複数回答）



■図表 17　鹿児島市在住日本人へのアンケート調査結果「外国人住民との関わりで困った経験はどのような場面ですか。」（複数回答）



■図表 18　鹿児島市在住日本人へのアンケート調査結果「あなたは日本人住民と外国人住民が互いに理解し合い、共に生活するためには、どのような工夫や取組が必要だと思いますか。」（複数回答）



これらの課題を踏まえ、外国人住民が必要な情報を適切に得られ、安心して生活できる環境を整えるため、コミュニケーション支援を一層充実させていくことが必要です。

また、教育や医療、福祉サービスなど日常生活を支える基盤を整える必要があります。

さらに、日本人住民と外国人住民がお互いの文化や考え方を理解し、尊重し合える関係を築いていくために、多文化共生についての理解を広げていくとともに、地域活動への参加を促すなど、外国人住民が地域の一員として関わることができるよう支援を行うことが必要です。

＜アンケート調査結果からみえた課題＞
（外国人住民・日本人住民共通）
言語や文化の違いによるコミュニケーションの難しさ
相互理解や交流機会の不足
（外国人住民）
地域活動に関する情報不足による地域社会とのつながりの希薄化
（日本人住民）
外国人住民との日常的な接点の少なさによる不安感

（２）中・長期的課題（2040 年問題）

～「支援」から「共創」へ～

わが国では、少子高齢化と人口減少の進行により、2040（令和 22）年頃にかけて、労働力不足の深刻化や地域コミュニティの弱体化などが懸念されています。

こうした状況の中、外国人住民は年々増加しており、本市推計では、2040（令和 22）年には 2025（令和 7）年と比べて人数で約 1.8 倍、人口に占める割合で約 2 倍に拡大する見込みです。【図表 19】

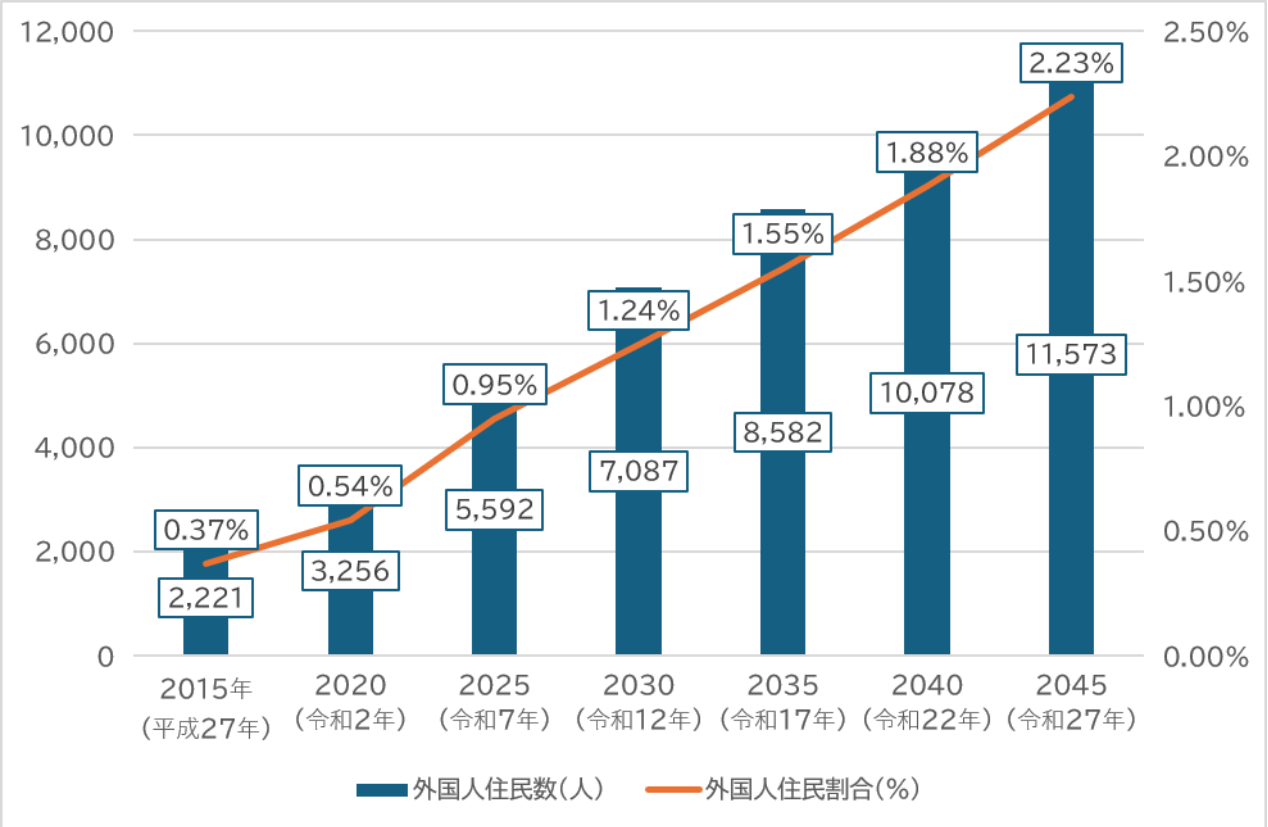
また、国内外で外国人材の受入れをめぐる地域間競争が激化しているほか、技能実習制度に代わって、2027（令和 9）年 4 月から新たに創設される「育成就労制度」の開始により、外国人住民の流動性もより高まることが見込まれます。

これらを背景に、外国人住民が安心して生活し、地域に定着できる環境整備が重要な課題となっています。

さらに、外国人住民を支援の対象としてだけでなく、地域社会を共に創る重要な構成員として捉え、「支援」から「共創」への転換を図りながら、多文化共生社会の実現を目指していく必要があります。

以上の現状と課題を踏まえ、本市における多文化共生の推進に向けた基本的方向と目標を第３章のとおり掲げ、その実現に向けた取組を進めていきます。

■図表 19　鹿児島市の外国人住民数の推計　※各年 1 月 1 日現在



国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口　2023(令和 5)年推計」等より推計

第３章　指針の基本的な考え方

１　基本的方向

誰もが個性と能力を発揮できる地域社会を形成するため、国籍や民族などの異なる人々が互いに文化的ちがいを認め合い、共に生きていく地域づくりを推進します。

２　基本目標

本市における多文化共生の地域づくりに向けて、基本的方向に基づき、次のとおり４つの基本目標を掲げ、取組を行っていきます。

【基本目標Ⅰ】外国人住民へのコミュニケーション支援の充実

ＩＣＴや、多言語・やさしい日本語での行政サービス・生活情報の提供を推進するとともに、外国人住民への適切な日本語教育を推進します。

また、外国人住民向けの相談体制の充実等に取り組みます。

【基本目標Ⅱ】外国人住民の生活支援の充実

外国人住民が地域で安心して生活できるよう、福祉をはじめとする各種サービスや支援を適切に受けることができる環境を整えるとともに、児童・生徒の教育機会の確保に努めます。

また、防災情報の周知や災害時の支援体制など、外国人に関する防災対策の取組を推進します。

【基本目標Ⅲ】多文化共生の意識啓発と外国人住民の社会参画支援の推進

外国人住民と日本人住民が交流する機会の創出に努め、多文化共生に関する理解を深めます。

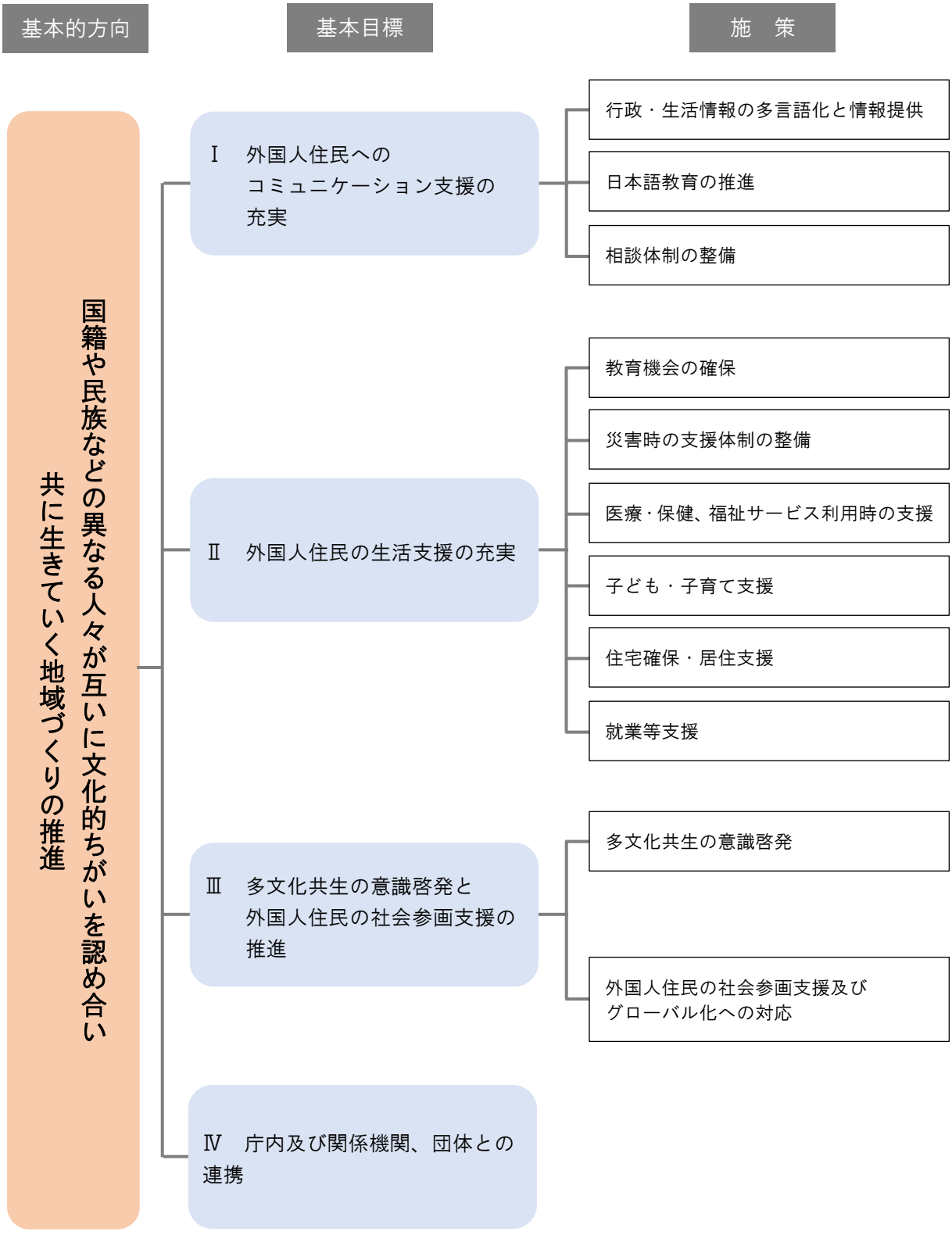
また、外国人住民が主体的に地域で活動できる環境を整え、誰もが個性と能力を発揮できる地域社会づくりを推進します。

【基本目標Ⅳ】庁内及び関係機関、団体との連携

市全体で多文化共生を推進するため、庁内の関係部局と横断的な連絡調整を行うとともに、関係団体等との連携を図ります。

第４章　施策と主な取組

１　鹿児島市多文化共生推進指針の体系



2　施策の推進

（1）　基本目標Ⅰ　外国人住民へのコミュニケーション支援の充実

①　行政・生活情報の多言語化と情報提供

ＩＣＴを活用した窓口等における多言語での行政サービスの提供を推進するとともに、多言語・やさしい日本語、多様なチャネルによる日本の社会制度・生活ルールをはじめとする生活情報の提供に努めます。

＜主な取組例＞

- 印刷物・看板等の多言語化（英語・中国語・韓国語・ベトナム語　等）
- 各種窓口における通訳（電話通訳含む）による多言語対応
- 市ホームページにおける自動翻訳及びやさしい日本語ページの運用
- 多言語によるごみ分別促進アプリの運用
- 多言語での生活情報ポータルアプリ(※)「KagoTips」の運用
- サンサンコールかごしまにおける多言語通訳サービスの運用
- １１９番通報受理時における多言語対応
- 安心ネットワーク１１９による火災・救助事故発生などの災害情報の多言語対応
- 国際交流センターにおける生活情報勉強会の開催
- 外国人受入企業、日本語学校、外国人コミュニティ等との連携による情報提供

※ポータルアプリ：ポータルは情報への入り口、アプリはパソコンやスマートフォン等で特定の用途や目的のために使用するソフトウェアのこと。

②　日本語教育の推進

本市における日本語教育が推進されるよう、関係する行政機関、関係団体等と連携して、日本語を学習する機会を提供するとともに、日本語学習に関する情報発信に努めます。また、日本語学習支援人材の育成を図ります。

＜主な取組例＞

- 国際交流センターにおける習熟度に応じた日本語学習支援
- 国際交流センターにおける日本語支援ボランティア養成・活用
- オンラインを含めた日本語学習に関する情報提供

③　相談体制の整備

外国人住民が行政・生活情報を入手し、日常生活の様々な困りごとや悩みごとを相談できるよう、一元的相談窓口の運営など、相談体制の充実及び周知を図ります。

＜主な取組例＞

- 「外国人相談デスク」の効果的な運営
- サンサンコールかごしまにおける多言語通訳サービスの運用〔再掲〕

（２） 基本目標Ⅱ　外国人住民の生活支援の充実

①　教育機会の確保

学校だけに対応を委ねるのではなくNPO等、国際交流協会、自治会、企業等も含めた地域ぐるみの取り組みとして、多言語・やさしい日本語を活用した情報提供や日本語の学習支援など、外国籍の児童・生徒が安心して学び、学校生活を送ることができる環境づくりに努めます。

また、国籍のちがいにかかわらず、誰もが社会の構成員であるということを学ぶことが重要であり、全ての児童生徒を対象として多文化共生や異文化理解の考え方に基づく教育を推進します。

＜主な取組例＞

・外国籍児童への就学案内の多言語化
・外国籍児童等のための日本語教室における日本語指導及び訪問指導
・小学校への英会話活動協力員の派遣や外国語指導助手（ALT）による語学指導
・国際理解教育の充実
・国際交流センターと民間団体が協働した支援
・民間団体等が実施している支援に関する情報提供

②　災害時の支援体制の整備

外国人住民に対する平常時からの防災情報の周知及び災害発生時における被害状況や被災者の生活支援、気象に関する情報提供等を、関係団体等と連携して推進します。

また、災害時においては、外国人住民が支援を受ける側にとどまらず、地域の一員として、ともに支え合うことができるよう、平時からの関係づくりや防災活動への参画を促進します。

＜主な取組例＞

・国際交流センターにおける外国人住民のための防災講座の実施
・外国人の避難を想定した桜島火山爆発総合防災訓練の実施
・国際交流センターにおける災害時外国人支援ボランティアの育成
・指定緊急避難場所の標識看板の多言語化
・安心ネットワーク１１９による避難指示などの市民発令情報の多言語化
・ホームページやＳＮＳでの多言語・やさしい日本語を活用した災害情報の発信
・災害時多言語支援センターの設置及び運営

③　医療・保健、福祉サービス利用時の支援

多言語・やさしい日本語による各種書類の作成及び窓口対応など、外国人住民が安心して医療・保健、福祉サービスを利用できる環境づくりを推進します。

＜主な取組例＞

・市立病院における受付等への多言語対応タブレット端末の配置及び各種書類の多言語化
・多言語予防接種予診票の情報提供
・外国語対応が可能な医療機関の情報提供
・各保健・福祉窓口での案内パンフレット等の多言語化

④　子ども・子育て支援

多言語・やさしい日本語による各種書類の作成及び窓口対応など、外国人住民が必要とする子ども･子育てに関するサービスを適切に利用できる環境づくりに努めます。

＜主な取組例＞

・新生児訪問指導等における多言語対応
・多言語に対応した母子健康手帳アプリの運用
・保育所等子どもに関する窓口での案内パンフレット等の多言語化
・教職員への多文化共生に関する研修の実施

⑤　住宅確保・居住支援

異なる習慣や言語への不安などから外国人住民の入居が制限される状況があることから、外国人住民の住宅確保のための支援及び居住支援に取り組みます。

＜主な取組例＞

・中長期在留等の外国人に対する市営住宅入居申し込み資格の承認
・住宅確保要配慮者向けのセーフティネット住宅の情報提供
・住宅相談窓口の案内
・多言語によるごみ分別促進アプリの運用〔再掲〕

⑥　就業等支援

外国人住民の就業機会を確保するため、就業支援や外国人住民が働きやすい就業環境の整備に向けて、関係機関等と連携して取り組みます。

＜主な取組例＞

・関係機関と連携した就業等に関する情報提供
・外国人受入れ企業等への就業環境の整備に関する啓発
・留学生を対象とした職場見学会の実施
・外国人材活用を検討する事業者向けガイドブックの作成

（３） 基本目標Ⅲ　多文化共生の意識啓発と外国人住民の社会参画支援の推進

①　多文化共生の意識啓発

日本人住民が外国人住民と共生していくために、外国人の人権尊重や多文化共生の地域づくりの意識啓発に取り組みます。

また、外国人住民と日本人住民が交流する機会の創出に努めます。

＜主な取組例＞

・職員向けの多文化共生研修会の実施
・外国人の人権に関する意識啓発を図るイベント等の実施
・外国人と日本人が交流できる異文化交流イベント等の実施
・市国際交流アドバイザーによる出前講座等の実施
・ALT や青年海外協力隊、留学生による国際理解のための講座の実施
・民生委員等、地域の代表者への多文化共生に関する研修の実施

②　外国人住民の社会参画支援及びグローバル化への対応

外国人住民が地域住民の一員として主体的に地域で活動できるよう、地域住民との交流機会の充実や地域社会への参画促進を図ります。

また、外国人住民の強みや独自の視点を活かした情報発信等を通じ、その知見やノウハウの活用を図ります。

＜主な取組例＞

・町内会等での交流イベントの実施
・外国人住民への町内会加入案内の実施
・国際交流センターにおける外国人コミュニティミーティングの開催
・国際交流センターを活用した外国人住民主体の各種行事の開催

（４） 基本目標Ⅳ　庁内及び関係機関、団体との連携

外国人住民に関する施策は、教育、人権、福祉、防災、雇用等のあらゆる行政分野において取り組む必要があることから、庁内連絡会により市役所全体で多文化共生を推進します。

また、市民、地域、鹿児島市国際交流財団をはじめとする関係機関・団体と連携・協働しながら、本市の多文化共生の地域づくりを推進するため、情報共有や意見交換を進めていきます。

＜主な取組例＞

・鹿児島市多文化共生推進庁内連絡会での横断的な連携
・鹿児島市国際交流財団との連携・協働
・関係機関・企業・団体との連携・協働